



平成19年 9月 7日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所及び敦賀発電所の保安規定の変更認可について

当社は、平成19年5月7日、経済産業大臣より保安規定の変更命令^{*1}を受け、平成19年7月31日、経済産業大臣に東海第二発電所及び敦賀発電所の保安規定の変更認可を申請しておりましたが、本日、経済産業大臣より認可を受けましたのでお知らせします。

今後、変更に伴う規程類の整備等を行い、9月中旬に施行する予定です。

当社は、全社一丸となって安全第一を最優先とした発電所運営に取り組むとともに、社会的な信頼の回復に努めてまいります。

以 上

* 1 : 「保安規定の変更命令」の項目

- ・ 経営責任者の関与（東海第二発電所、敦賀発電所）
- ・ 原子炉主任技術者の位置付け（東海第二発電所、敦賀発電所）
- ・ 計器校正の確認（東海第二発電所）
- ・ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告（敦賀発電所）
- ・ 保修工事に係る記録（敦賀発電所）
- ・ 巡視点検の充実（敦賀発電所）

添付資料：保安規定の変更の概要について

保安規定の変更の概要について

1. 経営責任者の関与の強化

(変更命令の内容)

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め経営責任者による安全確保に対する関与を強める。

その際、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合は、積極的に経営責任者に報告をする。

(具体的な変更内容)

- ・ 経営責任者として社長を位置付け、社長の職務に発電所長及び原子炉主任技術者への報告要求と安全確保のための必要な指示を行うことを明記した。また、この際の報告・指示の具体的な内容を規程「事故・故障時等対応要項」に定めた。
- ・ 国に対し報告を行うべき事象が発生した場合、発電所長が社長に報告することを明記した。また、原子炉主任技術者は確認した情報を自らの責任において社長に直接報告することとした。
- ・ 国に対して報告すべき事象等について具体的に明記すると共に、判断に迷う場合は通報連絡三原則※に基づき行うことを規程「事故・故障時等対応要項」に明記した。

※ ①徴候を確認した時点で通報連絡、②要否の判断に迷った時は必ず連絡、
③情報収集に時間を要する場合、まず第一報。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

(変更命令の内容)

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関し保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高める。その際経営責任者に対し、直接報告し、指示を受けることができる体制を確保する。組織面・人事面においても発電所の保安組織から独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者の保安の監督に支障が生じないようにする。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となって保安の監督が疎かとならないようにする。

(具体的な変更内容)

- ・ 発電所の保安組織からの原子炉主任技術者の独立性を確保するため、発電所とは別組織である本店発電管理室所属に変更し、発電所に駐在させる。
- ・ 発電所長からの人事面の独立性を確保するため、社長が原子炉主任技術者を選任することを明記した。また、過大な業務によって保安の監督の業務に支障が生じないように原子炉主任技術者の職務に専任させることを追加した。
- ・ 原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要な保安上重要な会議への出席の義務付けを追加した。

3. 計器校正の確認

(変更命令の内容)

定例試験前に当該試験に必要となるパラメータに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認する。

(具体的な変更内容)

- ・ 保修室長等により定期試験の判定に用いる計器が校正される場合には、当該計器が正しい校正に基づいて設定され、正しい校正の状態を維持する措置が講じられていることを原子炉主任技術者が確認すること、並びに定期試験前に原子炉主任技術者が正しい校正の状態を維持されていることを確認することを追加した。

4. 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準の不適合発生時における経営責任者への報告

(変更命令の内容)

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた時に、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行う。

(具体的な変更内容)

- ・ 運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた時に、関係室長は原子炉主任技術者に報告することを明記した。原子炉主任技術者は関係室長からの報告を受けて、事態を確認し、正しい情報を自らの責任において社長に直接報告することを追加した。

5. 保修工事に係る記録

(変更命令の内容)

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加する。記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、手続きを不要と判断した場合は理由も併せて記録として保存する。

(具体的な変更内容)

- ・ 保全担当室長は安全上重要な機器等の補修・取替・改造を行う場合に、法令（原子炉等規制法、電気事業法）に基づく必要な手続き（設置許可・届出、工事計画、使用前検査、溶接安全管理検査）の有無とその内容、手続き不要と判断した場合は理由を確認し、記録として保存することを追加した。

6. 巡視点検の充実

(変更命令の内容)

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加し、保存すべき記録として当該点検結果を追加した。高線量区域の巡視又はそれに替えて行う遠隔監視の適切な頻度を定める。

(具体的な変更内容)

- ・ 発電長は格納容器内部及び管理区域内における特別措置で定める区域の巡視を1ヶ月に1回以上行うことを明記した。ただし、特に立入が困難な区域は、巡視に替えて、毎日1回以上遠隔監視を行うことを明記した。
- ・ 上記の点検結果を保安に関する記録として保存することを追加した。